

条件付一般競争入札

条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月23日

宇城広域連合長 末松 直洋



1 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 番号 | 消警施備第1号 |
| (2) 件名 | 美里分署高規格救急自動車（205号車）購入 |
| (3) 場所 | 宇城広域連合北消防署美里分署（下益城郡美里町大窪837番地5） |
| (4) 概要 | 宇城広域連合北消防署美里分署に配置する高規格救急自動車 |
| (5) 納入期限 | 本契約移行日から令和9年2月26日（金） |
| (6) 最低制限価格の有無 | 無 |
| (7) その他 | |
- ア この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。
- イ 予定価格については、事後公表とする。
- ウ この入札は、入札参加者が1者の場合でも入札をとりやめないものとする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期限の日までの間において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- 広域連合の競争入札参加資格者として登録をされている者であること。
なお、競争入札参加資格を有していない者については、申請書等の提出期限（令和8年5月12日）までに宇城広域連合物品製造等に係る競争入札参加資格審査申請書を本連合（事務局総務課）へ提出し競争入札参加資格を有すること。
- 公告日から遡って5年以内に日本国内において、高規格救急自動車を納入した実績を有すること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しないこと。
- 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として広域連合長が定める期間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者に該当しないこと。

(5) 入札公告日において宇城広域連合工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年宇城広域連合訓令第5号）の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

(7) 次のいずれかに該当する者（政令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）でないこと。

ア 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団員が実質的に運営している者

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

キ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3 提出書類

(1) 申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 営業所一覧表（任意様式可）

ウ 納入実績表（様式第2号）及びそれを証明する契約書の写し

エ 納税証明書の写し（申請書等の提出期限から3か月以内のもの。委任がある場合は、本社と委任先の両方の納税証明書の写し）

オ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第3号）

4 提出方法

| 区分 | 担当課 | 電話番号等 | 住所 |
|------|-------------------|---|--------------------------------|
| 入札担当 | 宇城広域連合 事務局総務課 | TEL 0964-32-4144 FAX 0964-32-4152 | 〒869-0532 宇城市松橋町久具 396-2 |
| 契約担当 | 宇城広域連合 消防本部警防課 | TEL 0964-22-6221 FAX 0964-22-5775 E-mail keibo_03@ukisyobo.or.jp | 〒869-0417 宇土市境目町427 |

次の入札担当課に提出すること。

(1) 入札・契約担当課

(2) 提出部数

1部とする。

(3) 留意事項

提出書類を期限までに提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、当該競争入札に参加することができず、また落札者として決定されない。

5 入札日程

| 入札手続等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項等 |
|------------------------|----------------------------------|---|
| 仕様書の閲覧 | 令和8年4月24日(金)から 令和8年6月19日(金)まで | 宇城広域連合ホームページに掲載する。 |
| 競争参加資格確認 申請書等の提出 | 令和8年4月24日(金)から 令和8年5月12日(火)まで | 入札担当課へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。 |
| 競争参加資格確認 通知 | 令和8年5月26日(火)まで (予定) | FAXにより通知し、別途書面を郵送(通知)する |
| 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求 | 競争参加資格確認通知の翌日から 令和8年6月2日(火)まで | 入札担当課へ要求書を持参又は郵送(書留郵便)すること。 |
| 上記要求に対する 回答 | 令和8年6月11日(木)まで | 書面により回答する。 |
| 質問書の提出 | 令和8年4月24日(金)から 令和8年5月29日(金)まで | 書面により作成し、契約担当課へFAX又はメールにて提出(様式第4号)し原本は郵送すること。 |
| 質問に対する回答 の閲覧 | 令和8年6月4日(木)から 令和8年6月19日(金)まで | 宇城広域連合ホームページに掲載する。 |
| 入札日及び開札 | 令和8年6月22日(月) 午後1時30分から | 宇城市松橋町久具396-2 宇城広域連合事務局 2階交流プラザ |

※期間・期日等においては、宇城広域連合の休日を定める条例(平成19年条例第2号)第1条第1項に規定する宇城広域連合の休日を除く

※提出書類等の受付時間については、期間・期日等における午前9時から午後5時までとする。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は競争参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がない旨の通知を受けた者で、理由の説明を求める者は、5に示す期間中、5に示す方法により説明を求める書面を提出すること。

なお、書面については任意様式とする。

(2) 広域連合長は、説明を求められたときは、5に示す期日までに書面により回答する。

8 仕様書の閲覧

仕様書は、5に示す期間中、5に示す方法により閲覧を行う。

9 質問書の提出および回答

(1) 入札公告及び仕様書に対する質問がある場合は、質疑書（様式第4号）により、5に示す期間中、5に示す方法により提出すること。

(2) 当該質問に対する回答は、5に示す期間中、5に示す方法により閲覧に供する。

10 入札方法等

(1) 入札方法等については、宇城広域連合競争入札心得（平成19年告示第4号。以下「競争入札心得」という。）による。

(2) 入札保証金については、免除とする。

(3) 競争参加資格を確認された者は、5に示した開札日時に、確認通知書の写しを5に示した場所へ持参すること。

(4) 入札執行回数は3回とする。

11 入札書の記載方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から自賠責保険料、重量税、リサイクル料等（以下「自賠責保険料等」という。）を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「車両等価格」という。）に、自賠責保険料等を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両等価格の110分の100に相当する金額に自賠責保険料等を加算した金額を入札書に記載すること。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記載して行うこと。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、業務の名称を表示すること。ただし再度の入札にあつては、この限りでない。

(4) 入札書の様式は、宇城広域連合事務局のホームページに掲載しているものを使用すること。

12 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13 入札の無効

競争契約入札心得第8条に該当する入札、競争参加資格がない者のした入札、申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

14 落札者の決定方法

(1) 開札後、宇城広域連合契約事務規則（平成19年宇城広域連合規則第22号。以下「契約事務規則」という。）第17条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、競争契約入札心得第11条の規定に基づき、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで入札担当課において閲覧に供するものとする。

16 その他

(1) 入札参加者は、仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。そのほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令及び契約事務規則によるものとする。

(2) 契約保証金については、免除とする。

(3) 本件は、宇城広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成10年宇城広域連合条例第22号）第3条に規定する財産の取得に該当するため、落札後に仮契約を締結し、議会の議決を得たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。ただし、議会の議決を得られないときは、仮契約は無効となり広域連合は損害賠償の責めを負わない。